



# 平成30年度 水土里ネットさが土地

## 佐賀土地改良区

発行所  
佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号  
水土里ネットさが土地  
(佐賀土地改良区)  
電話 (0952) 22-4382  
FAX (0952) 29-1048  
URL: <http://www.sa-tochi.jp>  
E-mail: [info@sa-tochi.jp](mailto:info@sa-tochi.jp)

### 組合員及び面積の動向

組合員総数 7,728 名  
受益面積 9,313ha  
(平成30年4月1日現在)



改修中の北山ダム(最低水位)

### 役員紹介

役職	氏名	被選挙区域
理事長	秀島 敏行	
副理事長	江口 善己	川副町
〃	林 富佳	三日月町
総務担当理事	原口 義春	大和町
管理担当理事	園田 馨	諸富町
理事	永渕 文久	金立町
〃	糸山 博	兵庫町
〃	野口 正凱	巨勢町
〃	中川 和典	北川副町
〃	村岡 明	本庄町
〃	江川 富登身	西与賀町

役職	氏名	被選挙区域
理事	小部 英敏	嘉瀬町
〃	古川 實	鍋島町
〃	大坪 春二	川副町
〃	副島 准一	東与賀町
〃	鶴丸 正士	久保田町
〃	中島 正之	芦刈町
〃	江里口 秀次	
総括監事	武富 哲	牛津町
監事	角町 智	川副町
〃	真島 清	高木瀬町
〃	飯盛 啓次	佐賀中央

## 平成30年度 理事長あいさつ



### 理事長 秀島敏行

佐賀土地改良区の組合員の皆さま方には、平素から当土地改良区の運営はもとより、事業の推進等にご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

昨年7月の九州北部豪雨では同じところに集中して雨が降り、いわゆる「線状降水帯」により、朝倉市や日田市では大きな災害が起きてしまいました。被災地の皆さまには心からお見舞い申し上げます。一方、佐賀県では昨年は雨が少なく、6月の田植えは何とか終わることが出来ましたが、その後もなかなか雨が降らず節水を続けてきました。幸い、北山ダムでは無事かんがい期を終えることが出来ました。しかし、嘉瀬川ダムでは貯水率が一時は23%まで落ち込み、取水制限が行われました。今年に入っても渇水は続き5月の中旬にやっと平年並みの貯水率に戻り、取水制限が解除されました。今年は適度の雨が降ることを期待したいと思います。

さて、昨年5月には、我々に関係が深い「土地改良法」の改正が行われました。これは昭和24年の「土地改良法」制定以来の大改正となっています。この法改正の主な項目として一つ目は、農地中間機構が借り入れた農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が基盤整備事業を実施できる制度の創設、次に二つ目として、一定の機能向上を伴う更新事業について、同意徴収手続きの簡素化などの措置が講じられました。

引き続き今年度の国会でもいくつかの改正案が議論される予定になっています。

また、今年からは米の生産調整（減反）の在り方が変わります。生産調整の見直しの狙いを政府は「生産数量目標配分を廃止し、農業経営者が自らの経営判断に基づいて、需要に応じた農業経営を可能とすることにある」としています。しかし、今後どうなっていくのか不安が残ります。

このような中でも、佐賀土地改良区ではこれから後も地域農業を支える「水」を農家の財産とし、これを守り、育て、次世代へ引き継いで行かなければなりません。そのためにも、北山ダム・川上頭首工・幹線水路等の施設の老朽化が進行していくことを十分勘案し、今後は計画的に保全・更新を行っていく必要があります。

今年度の経常賦課金につきましては昨年同様の10a当たり1,100円をお願い致しております。納期日は7月31日までとなっておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、当土地改良区の運営につきましては役職員一体となり努力していきたいと思っておりますので、組合員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上「佐賀土地改良区便り第48号」の発刊にあたり、理事長あいさつとさせていただきます。

## 平成30年9月20日（木）佐賀土地改良区総代選挙のお知らせ

平成30年10月11日に佐賀土地改良区総代の任期が満了しますので、新しい総代を決める選挙を平成30年9月20日（木）に行います。

### 1. 選挙すべき総代の定数 100人

選挙区	選挙区域	定数
第1区	佐賀市金立町(久保泉町を含む)、高木瀬町、兵庫町、巨勢町、北川副町、諸富町	18人
第2区	佐賀市本庄町、西与賀町、嘉瀬町、鍋島町、中央区	18人
第3区	佐賀市川副町中地区、川副町南地区、川副町西地区	22人
第4区	佐賀市東与賀町、久保田町	17人
第5区	佐賀市大和町	6人
第6区	小城市三日月町、牛津町(小城町を含む)、芦刈町、	19人
	計	100人

※立候補者が定数を超えない場合は、無投票となります。

### 2. 投票できる方（投票が行われる場合）

平成30年度の佐賀土地改良区の組合員であり、選挙人名簿に登録されている方

### 3. 投票（投票が行われる場合の日時・場所）

日時：平成30年9月20日（木）

場所：投票になる場合にお送りする入場券に記載しております。

### 4. 立候補できる方

以下の要件を満たす方が立候補できます。

- ・佐賀土地改良区の組合員であること
- ・年齢25年以上（選挙期日現在）であること
- ・成年被後見人、被保佐人及び禁錮以上の刑に処せられて執行中の者でないこと

### 5. 立候補

立候補される方は、佐賀土地改良区へご相談ください。

立候補届受付期間：平成30年9月13日～14日（2日間）

受付時間：午前8時30分～午後5時

受付場所：各選挙区の属する選挙管理委員会事務局

※詳しくは佐賀土地改良区へお尋ねください。

佐賀土地改良区 総務課 〒840-0811 佐賀市大財三丁目8番15号

TEL (0952) 22-4382 FAX (0952) 29-1048

# 平成29年度臨時総代会

平成29年9月27日、臨時総代会を開催し下記の5議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 規約の一部改正について
- 第2号議案 平成28年度 事業報告について
- 第3号議案 平成28年度 一般会計収支決算について
- 第4号議案 平成28年度 特別会計収支決算について
- 第5号議案 平成28年度 財産目録について



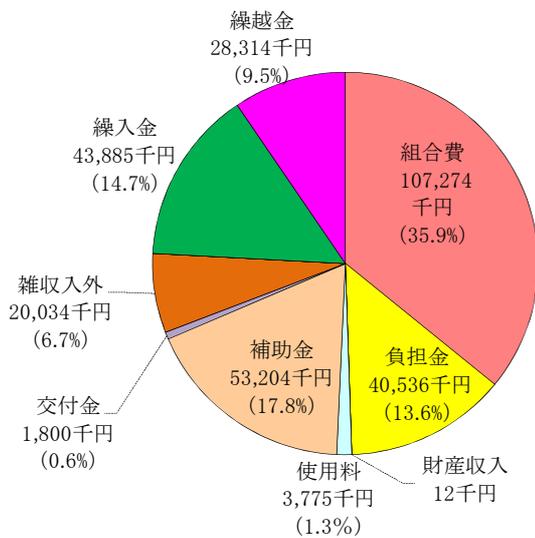
佐賀市文化会館  
「イベントホールにて」

## 平成28年度 一般会計 決算

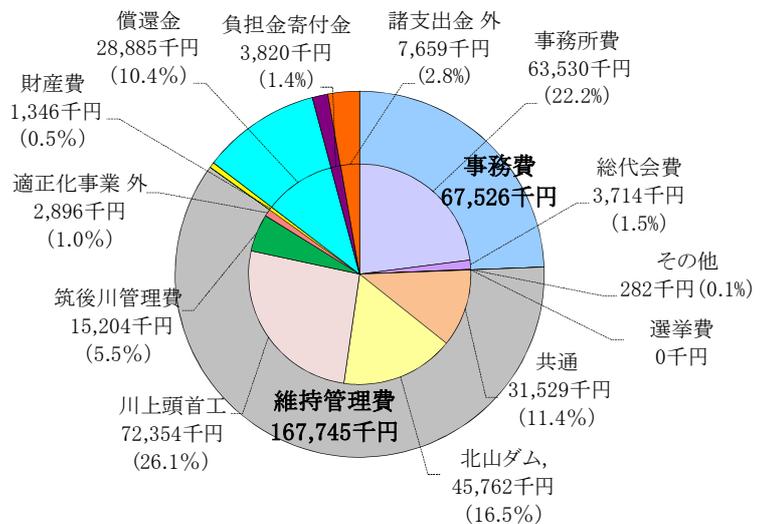
(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	107,274	1. 事 務 費	67,526
2. 負 担 金	40,536	2. 選 挙 費	0
3. 財 産 収 入	12	3. 維 持 管 理 費	167,745
4. 使 用 料	3,775	・ 共 通 管 理 費	31,529
5. 補 助 金	53,204	・ 北山ダム維持管理費	45,762
・ 筑後川用水管理費助成	15,204	・ 川上頭首工維持管理費	72,354
・ 管理体制整備促進事業	38,000	・ 筑後川用水維持管理費	15,204
6. 交 付 金	1,800	・ 適正化事業費	2,896
7. 寄 付 金	0	4. 財 産 費	1,346
8. 雑 収 入	20,034	5. 償 還 金	28,885
9. 借 入 金	0	6. 負 担 金 寄 付 金	3,820
10. 繰 入 金	43,885	7. 諸 支 出 金	7,659
11. 繰 越 金	28,314	8. 予 備 費	0
<b>収 入 合 計</b>	<b>298,834</b>	<b>支 出 合 計</b>	<b>276,981</b>

### <歳 入> 298,834 千円



### <歳 出> 276,981 千円



# 第52回通常総代会

平成30年3月28日、通常総代会を開催し下記の12議案がすべて原案どおり可決されました。

- 第1号議案 規約の一部改正について
- 第2号議案 特別会計の廃止について
- 第3号議案 積立金規程の改正について
- 第4号議案 特別会計処理規程の廃止及び積立金規程の新規制定について
- 第5号議案 地区除外等処理規程の一部改正について
- 第6号議案 会計細則の改正について
- 第7号議案 平成30年度事業計画(案)について
- 第8号議案 平成30年度賦課金の賦課徴収の時期及び方法について
- 第9号議案 平成30年度一般会計収支予算(案)について
- 第10号議案 平成30年度運営資金一時借入れについて
- 第11号議案 平成30年度金融機関の指定について
- 第12号議案 過年度賦課金の不納欠損処分について



佐賀市文化会館  
「イベントホールにて」

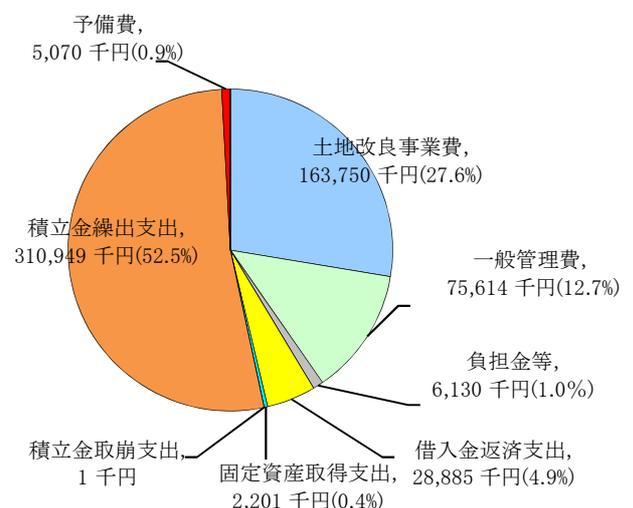
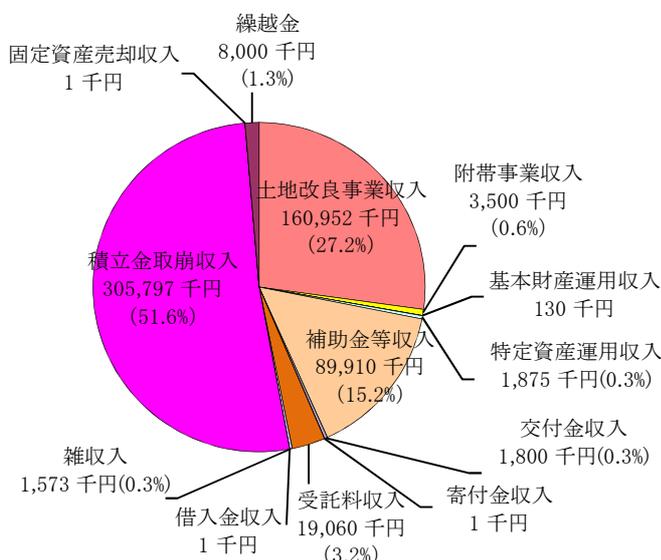
## 平成30年度 一般会計 予算

(単位：千円)

収 入		支 出	
1. 土地改良事業収入	160,952	1. 土地改良事業費	163,750
・ 賦課金収入	101,971	・ 共通維持管理費	105,460
・ 転用決済金収入	16,750	・ 北山ダム維持管理費	11,200
・ 負担金収入等	42,231	・ 川上頭首工維持管理費	26,430
2. 附帯事業収入	3,500	・ 筑後川用水管理費	17,500
3. 基本財産運用収入	130	・ 適正化事業関係費	3,160
4. 特定資産運用収入	1,875	2. 一般管理費	75,614
5. 補助金等収入	89,910	3. 負担金等	6,130
6. 交付金収入	1,800	4. 借入金返済支出	28,885
7. 寄付金収入	1	5. 固定資産取得支出	2,201
8. 受託料収入	19,060	6. 積立金取崩支出	1
9. 雑収入	1,573	7. 積立金繰出支出	310,949
10. 借入金収入	1	8. 予備費	5,070
11. 積立金取崩収入	305,797		
12. 固定資産売却収入	1		
13. 繰越金	8,000		
<b>収 入 合 計</b>	<b>592,600</b>	<b>支 出 合 計</b>	<b>592,600</b>

### <歳 入>

### <歳 出>



**経常賦課金****平成30年度 経常賦課金 1,100円/10a(1,000㎡当)**

経常賦課金は厳しい農業情勢を勘案し、前年同様の10a当り1,100円となっています。

納期内完納にご協力ください！

窓口納付の方は  
口座振替の方は

**平成30年7月31日(火)**

までに納めてください。  
が振替日です。

◆残高確認をお願い致します。

- ・7月30日（振替日の前営業日）までに残高の確認をお願い致します。（※再振替は出来ません）
- ・振替出来なかった場合は、8月上旬に納付書をお送りしますので金融機関の窓口にて納入をお願い致します。

◀ 口座振替・賦課金納入にかかる手数料は当区で負担します ▶

◎休耕田（不耕作地）、転作田の場合でも地目が田であれば賦課金はかかります。

## ☆賦課金納入取扱い金融機関

佐賀県農協各本支所・佐賀市中央農協各本支店・佐賀銀行各本支店  
佐賀共栄銀行各本支店・佐賀県信漁連各本支店営業店

平成30年度からゆうちょ銀行(口座振替のみ)も取扱い可能になりました。

**農地転用に伴う決済金****平成30年度 決済金 67円/㎡(全地区)**

農地(田)を宅地、道路、その他(田以外)に転用又は畑に変更される場合には決済金を納入して頂くことになっています。公共事業(道路・学校用地・公園・河川・水路等)の用地として転用される農地(田)についても決済金がかかりますので用地買収等の折には事業主体で負担していただくか、又は決済金を含めての価格交渉をされるようにお願いします。※公共事業の寄付等についても決済金はかかります。

## ○市街化区域の農地転用の場合

農業委員会への届出に土地改良区の意見書は必要ありませんが、土地改良区への地区除外の手続きは必要です。手続きをしないと毎年賦課金がかかりますので、ご注意下さい。

**決済金とは？**

土地改良施設の維持管理費は組合員の賦課金でまかなっているため、農地転用により農地が減ると残った農地が今後の負担を負う事になります。負担の公平を図る目的として、転用する時は決済金を納めていただき維持管理費に充当しています。(土地改良法第42条第2項より)

**※ご注意ください！滞納賦課金は新しい組合員が負担**

農地の異動・売買する際、その土地に賦課金の滞納がある場合は新しい組合員が滞納金を支払うよう法律(土地改良法第42条第1項)に規定されております。ご確認の上売買契約等をするように注意してください。

# 組合員さまへのお知らせ

# 賦課金の口座振替ご利用のおすすめ

賦課金の納付は、便利な口座振替（自動振替）をご利用ください。  
 わざわざ金融機関へ出向かなくても、自動的に納付することができます。  
 お忙しい方には特に便利です。ご希望の方は総務課までご連絡下さい。  
 （口座振替依頼書を郵送致します。）

**※最寄りの指定金融機関の窓口で口座振替の手続きが行えます。**  
 口座振替の申し込みは、口座振替依頼書に必要事項を記入後、貯金通帳・印鑑（届出印）  
 を持参の上、指定金融機関窓口にて提出して下さい。

● **農地（田）に異動があった時は、佐賀土地改良区に必ず届け出て下さい。**

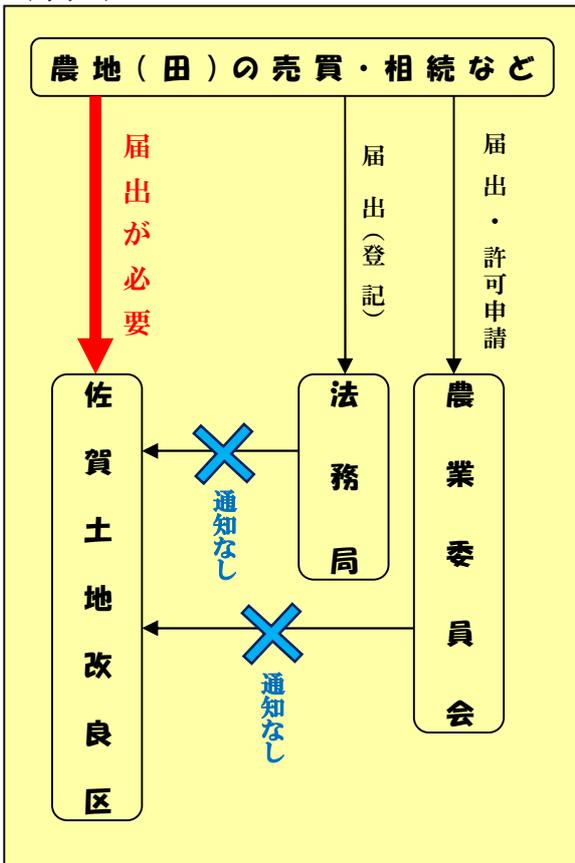
農業委員会に届出・許可申請済、又は法務局へ登記済であっても直接土地改良区に届出がないと土地改良区の台帳は変わりません。（左下 図1）

● **組合員の資格取得・喪失の届け出について（次ページに実際の用紙あり）**

下記の場合には、**土地改良法第43条の規定**により**組合員様から土地改良区へ通知すること**  
**が義務付けられています。**届出がない場合、資格は変更されませんのでご注意ください。

- ①農地（田）の売買・貸借・贈与・交換等の場合
- ②農業者年金の受給による経営移譲の場合
- ③生前贈与または、組合員死亡による名義変更の場合
- ④組合員の住所変更の場合

（図1）



－ 記入例 －

佐賀土地改良区賦課金 納入者 変更届出（組合員資格得喪通知）  
 住所

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法43条第1の規定により通知します。 平成 年 月 日

現資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 △△番地  
 氏名 北山 太郎 (印)

新資格者 住所 〇〇市〇〇町大字〇〇 □□番地  
 氏名 川上 次郎 (印)

(生年月日) 明治・大正・昭和 平成 〇〇年 △△月 □□日  
 電話番号 ( 〇〇〇〇 ) △△ - □□□□  
 (地区名 組合員 )

佐賀土地改良区理事長殿  
 記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考
〇〇町	△ △	□ □	1234 番地	田	1,000 m <sup>2</sup>	

2. 資格得喪の原因及びその時期  
 (1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)  
 (売買) 貸借・贈与・相続・交換・経営移譲 ※提出先  
 生前贈与・死亡・その他 ( ) ※提出先  
 ・佐賀県農協各本支所  
 ・佐賀土地改良区 総務課  
 佐賀市大財三丁目8番15号  
 TEL (0952) -22-4382

(2) 時期  
 ・平成〇〇年〇〇月

佐賀土地改良区賦課金 **納入者** **変更届出(組合員資格得喪通知書)**  
**住所**

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項  
 規定により通知します。

平成 年 月 日

〒

現資格者 住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_ 印

(地区名 \_\_\_\_\_ 組合員番号 \_\_\_\_\_ )

〒

新資格者 住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_ 印

(生年月日) 大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

(地区名 \_\_\_\_\_ 組合員番号 \_\_\_\_\_ )

佐賀土地改良区理事長殿

記

1. 資格得喪の対象たる土地

市町名	大字	字	地番	地目	地積	備考

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 (※該当するものを○で囲んでください)

売買・賃借・贈与・相続・交換・経営移譲  
 生前贈与・死亡・その他 ( \_\_\_\_\_ )

※提出先

・佐賀県農協各本支所  
 ・佐賀土地改良区 総務課  
 佐賀市大財三丁目8番15号  
 TEL (0952)-22-4382

(2) 時期

平成 年 月

# 佐賀土地改良区が取り組んでいる補助事業

## ◎ 国営造成施設管理体制整備促進事業「管理体制整備型」

本事業は、農業水利施設の持つ多面的機能の発揮等について地域の適切な取り組みを促進する観点から、国、県が市町と連携し土地改良区の管理体制の整備を図ることを目的とされ、平成12年度新規事業としてスタートし、平成17、22年度に5ヶ年の継続が認められ、さらに平成30年度に4期目として平成34年度までの継続事業となり、地域住民など多様な主体の参画による安定的な国営造成施設の管理体制の整備・強化等に係る支援を進めるものとなっております。事業内容として、国営造成施設及びこれと一体不可分な県営造成施設を管理する土地改良区の管理体制整備を図るため維持管理事業に対し助成されるものであり、当地区では、北山ダム湖面流木塵芥処理をはじめ幹線水路浚渫や制水門、分水工点検整備の事業を予定しています。

・負担割合	国 50%	県 20%	市町 30%
-------	-------	-------	--------

## ◎ 土地改良施設維持管理適正化事業

本事業はゲート塗装、用水路の浚渫、機械等の部品交換など数年に1回行う様な施設の整備補修に対して助成する制度です。この事業は一般の補助事業とは異なり向こう5年間に整備補修を行うために必要な経費の一部(30%)を5年間均等に積み立てることにより、計画的な整備補修が可能となっております。

・負担割合	国 30%	県 30%	土地改良区 40% (内30%は積立金)
-------	-------	-------	----------------------

## 事務局の体制 H30.4 (職員 19名 嘱託 4名)

事務局	事務局長	山下 武則	北山ダム管理事務所	5名
総務課	5名		所長	中野 秀則
	課長	森 信治	主任	江口 則彦
	副課長兼総務係長	阿間見 忠	係員	増田 和彦
	会計係長	立石 豊	係員	田中 亮
	企画財務係長	大坪 稔典	(嘱託)	芹田 敏己
	係員	田中 聡一郎	川上頭首工管理事務所	8名
管理課	4名		所長	芦原 一樹
	課長	永田 武次	主任	大坪 直孝
	管理係長	相浦 公	係員	福島 稔
	係員	古賀 賢太	係員	斎藤 嘉宏
	(嘱託)	田中 ルミ	係員	与賀田 雅士
			(嘱託)	平石 大和
			(嘱託)	興隆 一也
			(嘱託)	南里 政勝

## 佐賀土地改良区へのご連絡は

佐賀県佐賀市大財三丁目8番15号

TEL 0952-22-4382 FAX 0952-29-1048

☆ 賦課金・決済金・その他、全般に関する事は総務課

☆ 農業用水・土地改良施設・管理に関する事は管理課

**休日・夜間の用水に関する緊急連絡先**

川上頭首工管理事務所 TEL 0952-62-0136



ホームページリニューアルしました!  
ぜひ一度ご覧ください!

☆ 北山ダムの貯水状況並びに情報等をホームページ上に掲載しています。

<http://www.sa-tochi.jp/>

北山ダム管理事務所 TEL 0952-57-2013



# 21世紀土地改良区創造運動



創造運動は農業者と消費者等地域住民との交流を通じて、農業・農村の役割や環境保全の素晴らしさを啓発し、土地改良区の公的位置付けと役割について理解を深める事を目的としており、平成14年度から田植オリンピック・水土里の教室・佐賀平野「水と歴史」の探検隊・川上頭首工スケッチ大会、更には地域住民のゴミに対する意識改革を図るため、ゴミ捨て防止標語募集等の運動を行ってきました。

今後も、「21世紀土地改良区創造運動」を積極的に展開して、地域と共に生きる新たな「水土里ネットさが土地」の実現を目指して行動してまいります。

◇平成30年6月より佐賀土地改良区ホームページをリニューアルしました◇

## 平成29年度活動内容

### ☆ 総合学習・青空教室

近年、失われつつある緑豊かな農村環境や食の安全性を見直し、「農業者と消費者との交流を通じ土地改良区の果たしている役割」を肌で体験し、農業・農村が持つ環境の素晴らしさを感じてもらう為に北川副小学校では5年生75名、神野小学校では5年生119名による、総合学習の一環として田植え・稲刈り体験を行いました。田植え体験の前には「青空教室」を行い土地改良区の役割や農業用施設の多面的機能、農業用水の流れについて学んでもらいました。（植付品種：さがびより）

○田植え 北川副小学校：平成29年6月22日 神野小学校：平成29年6月26日



○稲刈り 北川副小学校：平成29年10月10日 神野小学校：平成29年10月17日



## ☆ 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

○ 開催日：平成29年8月25日



佐賀平野の農業用水の流れと歴史を知ってもらう為、小学生と保護者を対象に佐賀平野「水と歴史」の探検隊を開催しました。当日は時折雨が降る中での開催となりましたが、徐々に天候は回復し予定通りに探検することができました。佐賀市・小城市の小学生と保護者43名の参加者で石井樋・川上頭首工・北山ダムを見学して、自分たちの住む町まで農業用水が届く仕組みや嘉瀬川の取水施設について学んでもらいました。また、川上頭首工では魚道の生き物調査も行いました。



参加者を募集します!

## 第16回 佐賀平野「水と歴史」の探検隊

北山ダムや石井樋などの施設を探検して学んでみよう!

今年で、16回目の開催となる探検隊の参加者を募集します。組合員皆様の子供さんやお孫さんの、夏休みの思い出に参加してみませんか。

北山ダムでは、普段入れないダム本体の中や、船に乗ってダム湖内の探検を行い、川上頭首工や石井樋では水の流れの仕組みや歴史についても学びます。

### 【 応募要項 】

- ① 日 時：平成30年8月24日(金) 8:30~16:30(昼食は用意します)
- ② 対 象：小学4~6年生と保護者(小学生のみの参加も可)(40名)
- ③ 参加費用：大人300円 子供 100円
- ④ 定 員：40名 (定員になり次第締め切り)
- ⑤ 募集方法：参加希望者全員の名前、性別、住所、電話番号、学校・学年を記入の上、FAX、はがき又はメールで応募してください。  
(平成30年7月17日9時募集開始)  
※集合場所、行程表等を募集締切後、郵送にてお知らせします。
- ⑥ 問合せ先：みどり水土里ネットさが土地(佐賀土地改良区) 総務課まで  
〒840-0811 佐賀県佐賀市大財3丁目8番15号  
TEL:0952-22-4382 FAX:0952-29-1048  
URL:<http://www.sa-tochi.jp/> Eメール:[tanken30@sa-tochi.jp](mailto:tanken30@sa-tochi.jp)

# 国営総合農地防災事業 嘉瀬川上流地区だより

発行所  
佐賀市大財三丁目8番15号  
国営総合農地防災事業嘉瀬川上流地区  
推進協議会  
TEL (0952) 26-9771 FAX (0952) 29-1048

## 1. 平成30年度の主な事業内容

佐賀県佐賀市三瀬村、富士町に位置し佐賀平野に広がる農地約9,400haの水  
源施設である北山ダムの機能回復を図るため、取水施設や水管理施設の改修  
工事及び貯砂施設工事を実施。

### (主要工事)

- ・北山ダム取水設備製作据付建設工事 (4カ年国債:4年目(制水設備等))
- ・北山ダム水管理施設製作据付建設工事 (2カ年国債:2年目(水管理施設据付))
- ・北山ダム貯砂施設工事 ・北山ダム周辺整備工事



老朽化した水管理施設



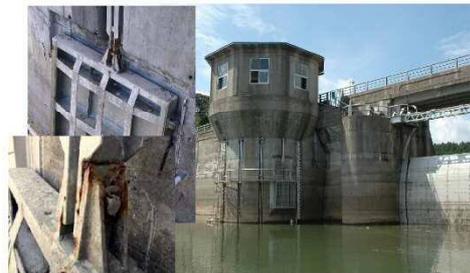
取水ゲートの漏水状況

## 2. 事業実施状況と今後の予定

- ・事業工期 平成23年度～平成31年度
- ・主要工事計画  
取水ゲート(改修)、洪水吐ゲート(改修)、ダム管理施設(改修)、貯水池法面保護、堆砂除去、貯砂施設

### ・ゲート施設

洪水吐ゲートは平成25年度から着手し、平成28年度までに完成。取水ゲートは平成27年度から着手し平成30年度の完成を目指す。



取水ゲートの腐食状況

### ・ダム管理施設

水管理施設は平成29年度から着手し、平成30年度の完成を目指す。

### ・貯水池法面保護、堆砂除去、貯砂施設

法面保護は平成26年度から、堆砂除去は平成24年度から着手し、共に平成29年度までに完成。貯砂施設は平成30年度から着手予定(平成31年度完成予定)。



法面の崩壊状況